

## 公 告

次のとおり、豊橋総合動植物公園内における自動販売機設置について一般競争入札に付します。

令和 5年 1月31日

豊橋市長 浅井 由崇

### 1 入札物件

(1) 件 名 豊橋総合動植物公園内自動販売機設置

(2) 設置許可台数

所在地：豊橋市大岩町字大穴1-238 豊橋総合動植物公園内

グループ	販売品目	設置台数	設置面積※	箇所区分
A	飲料水	10 台	13.50 m <sup>2</sup>	屋外
B	飲料水	10 台	13.50 m <sup>2</sup>	屋外
C	飲料水	7 台	9.45 m <sup>2</sup>	屋外
D	飲料水	7 台	9.45 m <sup>2</sup>	屋外
E	飲料水	6 台	8.10 m <sup>2</sup>	屋外
F	飲料水	6 台	8.10 m <sup>2</sup>	屋外
G	飲料水	5 台	6.75 m <sup>2</sup>	屋外
H	飲料水	4 台	5.40 m <sup>2</sup>	屋外
I	飲料水	4 台	5.40 m <sup>2</sup>	屋外
J	飲料水 (A E D付)	1 台	1.35 m <sup>2</sup>	屋内

K	飲料水（紙おむつ付）	3台	4.05 m <sup>2</sup>	屋外
L	アイスクリーム・氷菓子	5台	6.75 m <sup>2</sup>	屋外
M	アイスクリーム・氷菓子	5台	6.75 m <sup>2</sup>	屋外
N	アイスクリーム・氷菓子	1台	1.35 m <sup>2</sup>	屋内

※1台当たり1.35m<sup>2</sup>以内に設置いただきますが、自動販売機の機種によっては、販売品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障が生じる場合もあるので、それらの支障がないことを確認し、上記範囲内に設置ください。

## 2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものは、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 豊橋市内またはその近隣に本店、支店又は営業所を有し、故障時のメンテナンスや利用者等からのクレームに対し迅速に対応できること。
- (3) 入札公告の日から落札決定までの間、豊橋市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) この通知の日から落札決定日までの期間において、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）（以下「合意書」という。）に基づく排除措置又は豊橋市から指名停止措置を受けている者は、入札に参加することができません。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 入札公告の日から過去3か年以内に、事業として自ら管理・運営する清涼飲料水等（タバコ、酒類を除く）の自動販売機を設置した実績があること。
- (7) 設置した機器については自ら管理・運営をすること。
- (8) 次に掲げる国税、愛知県税及び豊橋市税が未納でないこと。

（国税）

法人の場合：法人税、消費税及び地方消費税

個人の場合：申告所得税、消費税及び地方消費税

（愛知県税）

法人の場合：法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む）及び自動車税

個人の場合：個人事業税、自動車税

(豊橋市税)

豊橋市市税条例（昭和25年条例第25条）に規定する市税

豊橋市国民健康保険税条例（昭和33年条例第10号）に規定する国民健康保険税

3 入札説明書及び契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

豊橋市 総合動植物公園 動植物園（豊橋市大岩町字大穴1-238）

（豊橋総合動植物公園公式ホームページにも記載します）

(2) 日時

令和5年1月31日（火）から令和5年2月22日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで

4 入札参加申込みの受付の場所及び日時

(1) 場所

豊橋市 総合動植物公園 動植物園（豊橋市大岩町字大穴1-238）

(2) 日時

令和5年2月22日（水）から令和5年2月28日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで

※郵送可、期日までに必着のこと

5 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

豊橋市 総合動植物公園 動植物園（豊橋市大岩町字大穴1-238）

動物資料館講義室内

(2) 日時

令和5年3月7日（火） 午後2時

6 入札保証金

免除

7 契約書の作成の要否

不要

※落札者は公園施設設置許可申請書を提出いただき、市から設置許可指令書を発出します。

8 契約保証金

不要

9 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 豊橋市契約規則（昭和39年規則第11号）第39条第1号から第8号に該当する入札

イ 一般競争入札参加申込書を提出していない者のした入札

ウ 入札書の金額を訂正したもの

エ 郵送による入札

オ 虚偽の事実を記載した者のした入札

カ 担当職員の指示に従わなかった者の入札

キ 本市に談合情報が寄せられた場合で、談合の疑いが強いと豊橋市公正入札調査会が認めた場合

#### 10 その他

「入札説明書」及び「仕様書」を確認の上、入札すること。

#### 11 問い合わせ先

豊橋市 総合動植物公園 動植物園 担当：白崎（しらさき）

〒441-3147 豊橋市大岩町字大穴1-238

電話（0532）41-2186

FAX（0532）41-8030